

令和8年第3回 市民福祉委員会会議録

令和8年9月3日

第2委員会室

開 会： 午後1時30分

委 員 長 西尾 努

副委員長 高橋 隼人

2番委員 千賀 丈史、3番委員 太田 敦之、4番委員 猿渡 南江、5番委員 鵜飼 伸幸

委員長 ; 皆さんこんにちは。定刻になりましたので、ただいまから令和8年第3回市民福祉委員会を開会いたします。

本日の会議は、去る8月27日の本会議において、当委員会に付託された議案の審査であります。議事の進行は、次第書の順序で行いますので、よろしくお願いいたします。

初めに執行部より御挨拶をいただきます。よろしくお願いします。

市民サービス部長 ; 皆様お疲れさまです。市民サービス部長の柄澤です。

市民福祉委員会に属する市執行部を代表いたしまして、御挨拶申し上げます。

去る8月27日に、令和8年第3回恵那市議会定例会で上程されました議案のうち、市民福祉委員会に付託されました議案として、証明書の交付等に係る事務委託の廃止に関する協議についての議案が4件、予算として一般会計補正予算1件と、特別会計補正予算3件の合計8議案の審査をいただきます。

審査の中でいただく御質問につきましては、できる限り丁寧に分かりやすく答弁をさせていただきますので、委員の皆様どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

委員長 ; はい、ありがとうございました。

続きまして柘植議長、よろしくお願いします。

議長 ; 皆さんこんにちは。

第3回の市民福祉委員会、大変御苦労さんでございます。

先日の防災訓練で本部に詰められた方、そして各地域でお手伝いをされた方本当に、職員の皆さんも大変御苦労さんでございました。ほかの市では総合防災訓練というふうに全市を挙げてやってないところもありまして、恵那市なんかは特に13地域、

めり張りがある地域ですので、それぞれの地域の中での訓練というのはやっぱり大事かなと思いますし、何か所か見させていただくと、しっかりその地域を守るという、そういう気合を見せていただいております、大変ありがたく思った次第です。これから秋雨の大きな雨が降るような予報も出ておりますし、災害がないにこしたことはございませんが、そういった備えをするということもこれから大事であるというふうに思います。皆さんどうぞよろしくお願いいたします。

今日は活発な議論ができますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

委員長 ; ありがとうございます。

それでは議題に入りますが、議案の内容は本会議において詳細説明まで受けておりますので、直ちに委員の質疑、それに対する答弁、討論、採決という順序で進めていただきます。

なお、発言及び反問につきましては、委員長の許可を得て、必ずマイクのランプが点灯していることを確認し、着座にて、マイクに向かって簡潔に質疑・答弁をされますよう、よろしくお願いいたします。

委員長 ; 初めに、「議第 6 3 号 中津川市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止に関する協議について」を議題といたします。

本件に対する質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 本件に対し質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論ありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 6 3 号」は、原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 6 3 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 6 4 号 瑞浪市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止に関する協議について」を議題といたします。

本件に対する質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論ありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 6 4 号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 6 4 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 6 5 号 土岐市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止に関する協議について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論ありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 6 5 号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 6 5 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 6 6 号 多治見市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止に関する協議について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論ありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第66号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第66号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第74号 令和8年度恵那市一般会計補正予算(第4号)(歳入歳出所管部分)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑ありませんか。

2番委員。

2番委員 ; よろしく願いいたします。

予算資料の5ページになります。

3款1項3目の高齢者福祉施設管理経費についてお伺いします。福寿苑の洗濯機を更新するものということですが、この更新の洗濯機は何台あるのかと、どういった状況での更新になるか。それから、通常のメンテナンスはどういう状況かをお伺いします。

委員長 ; 高齢福祉課長。

高齢福祉課長 ; はい。お答えいたします。

洗濯機は1台の更新になります。新館のユニット型個室の入所者30名のためのものになります。現在の機器は、平成28年度に設置され、職員が定期的にフィルター掃除等を実施しメンテナンス維持管理を行い、今稼働10年目を迎えております。更新理由といたしましては、本年6月に、脱水時の異音が大きくなり、入所者や家族から指摘を受けたために修理を試みましたが、補修部品の供給が終了しており、修理が不可能な状態となりました。そのため機器を更新するよう、今回の補正予算で計上させていただきましたので、よろしく願いいたします。以上です。

委員長 ; ほか、よろしいですか。

3番委員。

3番委員 ; 予算資料4ページの高齢者福祉施設管理経費の特別養護老人ホーム福寿苑の中庭を改修する補正予算が計上されておりますけれども、これ補正にする理由とその内容を教えてください。

委員長 ; 高齢福祉課長。

高齢福祉課長 ; はい。福寿苑は本館と新館とありまして、新館のほうに中庭が2つあります。その中庭は入所者の居室からウッドデッキを伝った先に中庭がありまして、今回、中庭の修繕対象とするのは、その木製のウッドデッキであります。平成15年度の設置から23年が経過しまして、腐食が進行し、抜け落ちて、今、中庭に入ることができなくなっている状況になっています。万一の災害のときに、通常の避難経路である廊下が使えない場合に、居室から中庭へ避難することになりますが、現状、難しい状態になっております。入所者の安全確保策としまして、緊急にウッドデッキの修繕を行うものになります。なお、今回の修繕に関しては、腐食に強くメンテナンスが容易な樹脂製を採用して、修繕を進めることとしておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

委員長 ; ほかよろしいですか。

4番委員。

4番委員 ; すいません。資料の5ページの4番と5番で、生活保護費、生活扶助基準改定による追加支援を行うものっていうのと、5番の支援給付費、生活扶助基準改定による追加支援を行うものっていうので、ちょっとこの違いが、すいません。私の理解不足で申し訳ないんですけど、この違いがちょっとよく分からないので、御説明いただければと思っております。

委員長 ; 社会福祉課長。

社会福祉課長 ; はい。よろしくお願いします。

生活保護費と支援給付費の違いでございますが、生活保護費は生活保護法に基づき自立を助長するため、困窮の程度に応じて扶助費などを支給するものに対しまして、支援給付費は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律、こちらに基づきました中国残留邦人等の世帯に対しまして、生活保護に準拠した生活支援に係る扶助費などを支給するもので、根拠法令が異なっているものでございます。今回の補正では、どちらも最高裁判決に伴う追加支給でございまして、生活保護費では97世帯分620万8千円、支援給付費では1世帯分6万4千円を計上させていただきました。以上でございます。

委員長 ; ほかよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 7 4 号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 7 4 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 7 5 号 令和 8 年度恵那市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑ありませんか。

3 番委員。

3 番委員 ; はい。補正予算資料の 19 ページの国民健康保険事業特別会計の歳出のほうですが、諸支出金の償還金で、事業内容に給付費等交付金で 1,660 万 8 千円とありますが、これ、予算との差でこれ出てきたっていうのは分かるんですけども、その主な要因が分かれば、教えていただきたいと思うのですが。

委員長 ; 保険年金課長。

保険年金課長 ; はい。給付費等交付金は、年度当初の見込みに基づいて概算で交付を受けておりますが、令和 7 年度の事業終了後に実績額が確定し、交付額が実績を上回ったため、その超過分を 8 年度の予算で県へ返還するものです。要因としては、被保険者数の減少、実際 6 年度 7 年度と比較しまして、383 人減少しております。

この要因や医療機関の受診状況の変化等により、保険給付費が下がったことが要因だと考えております。以上です。

委員長 ; ほかよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; いいですか。はい。

御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 7 5 号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 7 5 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 7 6 号 令和 8 年度恵那市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑ありませんか。

3 番委員。

3 番委員 ; はい。国民健康保険と一緒にすけども、21 ページのところに償還金で返還金が計上されておりますが、これの主な要因を教えてください。

委員長 ; 高齢福祉課長。

高齢福祉課長 ; はい。主な要因ですが、令和 7 年度の介護給付費ですね、居宅系、施設系がありますが、それぞれ実績額が見込みを下回りました。

そのため国費に 7,950 万 9 千円、県費に 5,581 万 4 千円それぞれ返還するものになります。以上です。

委員長 ; はい、3 番委員。

3 番委員 ; それは分かるんですけども、どういう原因があつて、そういうふうになったかっていうのを、ちょっとお聞きしたいなと思ったんですけど。

委員長 ; 高齢福祉課長。

高齢福祉課長 ; それぞれ居宅系、施設系 2 つですね、負担割合、国、県、市、あと保険料ですね、それで賄っていますが、それぞれですね、居宅系でいうとヘルパーであるとか、施設系であると老人保健施設など、そういったものの事業が、実績額より見込みが、下回ったということになりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 ; 利用者の数がということね。

ほかありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 7 6 号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛 成 者 挙 手）

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 7 6 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 「議第 7 9 号 令和 8 年度恵那市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑ありませんか。

3 番委員。

3 番委員 ; はい。資料の 25 ページになります。後期高齢者医療特別会計ですが、これも保険料負担金で補正予算が発生しておりますが、これも要因が分かるのでしょうか、教えてください。

委員長 ; 保険年金課長。

保険年金課長 ; まず、市が収納した保険料等は、広域連合へ納付する仕組みとなっておりまして、令和 7 年度の事業の実績の確定による剰余金相当についても同じように、翌年度の予算で負担金として広域連合に納付するのですが、要因として考えられるのが、被保険者数の増加だとか、保険料の所得の状況等の変動によって、保険料の収納実績が当初見込みを上回ったというような要因もあって、保険料の負担金の増額を補正するものです。以上です。

委員長 ; ほかに御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; いいですかはい。

御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 7 9 号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛 成 者 挙 手）

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 7 9 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 以上で予定の議題を終了いたします。

最後に、本会議における委員会審査結果報告書の作成については、正副委員長に一

任いただくことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ありがとうございます。

それではこれもちまして、令和8年第3回市民福祉委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後1時47分 閉会

恵那市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名又は押印する。

恵那市議会 市民福祉委員長 西尾 努